

商品売買契約書

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という）と、△△△△株式会社（以下「乙」という）は、次のように売買契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（売買の内容）

乙（売主）は甲に対し、下記商品（以下「本件商品」という）を売り渡し、甲（買主）はこれを買受ける。

1. 物品の表示 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
2. 数量 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

第2条（売買代金）

1. 本件商品の売買代金は、金 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円（消費税別）とする。
2. 甲は、乙に対し、前項の売買代金を、YYYY/MM/DD までに、乙の指定する銀行口座へ振込送金の方法により支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

第3条（引渡し・所有権の移転）

1. 乙は甲に対し、YYYY/MM/DD までに、本件商品を引き渡すものとする。
2. 本件商品の所有権は、売買代金全額の支払いをもって乙から甲へ移転する。

第4条（検品）

1. 甲は、乙から本件商品の引渡しを受けた後、〇 営業日以内（以下「検品期間」という）に本件商品の検品を行い、その結果を乙に通知する。検品期間内に甲から通知がないときは、本件商品は検品に合格したものとみなす。
2. 検品の結果不合格となった場合、乙は甲の指示に従い、修補・代替品の納入・代金減額のいずれかの対応を行う。

第5条（契約不適合責任）

引き渡された本件商品が本契約の内容に適合しないときは、甲は乙に対し、履行の追完、代金減額、損害賠償または契約の解除を請求することができる。

第6条（危険負担）

本件商品の引渡し前に、甲乙双方の責めに帰することができない事由により本件商品が滅失または毀損したときは、その損失は乙の負担とする。

第7条（契約解除）

甲または乙は、相手方が本契約に違反し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず正されないときは、本契約を解除することができる。ただし、その違反が本契約の目的を達成することができないほど重大であるとき、または相手方が反社会的勢力に該当することが判明したときは、催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

第8条（協議・管轄）

1. 本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、
甲乙誠実に協議の上解決する。
2. 本契約に関する一切の紛争については、〇〇 地方裁判所を第一審の専
属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲および乙が合意の後電子署名を
施し、各自その電磁的記録の保管を行う。

締結日： 令和10年10月10日

(甲) 住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

名 称 〇〇〇〇株式会社

代表者名 鈴木一郎 印

(乙) 住 所 △△県△△市△△区△△町△△番地

名 称 △△△△株式会社

代表者名 田中太郎 印